

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和元年6月27日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

選出団体役員改選のため、一宮市学校給食審議会設置要綱第2条及び第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市学校給食審議会委員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
うかい かずし 鵜飼 和司	学識経験者 一宮市議会経済教育委員会委員長就任のため	新
あさの まさとし 浅野 雅稔	教育関係者 一宮市小中学校長会会長就任のため	新
まえだ たかゆき 前田 孝之	教育関係者 一宮市小中学校長会給食委員会副委員長就任のため	新
おおもり じゅんこ 大森 純子	教育関係者 (丹陽南小学校食育・給食主任)	新
かまた みゆき 鎌田 美幸	教育関係者 一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会副会長就任のため	新
みうら ようし 三浦 陽子	教育関係者 一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会書記就任のため	新

2. 委嘱期間

令和元年6月27日から令和2年3月31日

一宮市学校給食審議会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市の合併後の望ましい学校給食のあり方を審議するため、一宮市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する13人以内の委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は3年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から審議終了までとする。ただし、職名をもってあてられた者はその在任期間とし、補欠又は事故により交代したときは、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、会長が議長を務める。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育文化部学校給食課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年6月27日から施行する。

一宮市学校給食審議会委員 名簿

(令和元年6月27日現在)

氏 名	備 考
ささき ただし 佐々木 直	学識経験者 (修文大学名誉教授)
うかい かずし 鵜飼 和司	学識経験者 (一宮市議会経済教育委員会委員長)
あきの まさとし 浅野 雅稔	教育関係者 (一宮市小中学校長会会長)
こんどう まなみ 近藤 真奈美	教育関係者 (一宮市小中学校長会給食委員会委員長)
まえだ たかゆき 前田 孝之	教育関係者 (一宮市小中学校長会給食委員会副委員長)
おおもり じゅんこ 大森 純子	教育関係者 (丹陽南小学校食育・給食主任)
にしむら みちよ 西村 美智代	教育関係者 (丹陽中学校食育・給食主任)
かわしま じゅんこ 川島 淳子	教育関係者 (浅井中学校栄養教諭)
もうり あつこ 毛利 敦子	教育関係者 (木曾川中学校栄養教諭)
のだ あきこ 野田 亜紀子	教育関係者 (木曾川東小学校栄養教諭)
かまた みゆき 鎌田 美幸	教育関係者 (一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会副会長)
みうら ようこ 三浦 陽子	教育関係者 (一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会書記)
よしだ けんじ 吉田 健二	教育委員会が必要と認める者 (一宮地方総合卸売市場(株)専務取締役)

*委嘱期間：令和2年3月31日まで

一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会委員の委嘱について

一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和元年6月27日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会委員を委嘱するため、一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会設置要綱第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会委員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
たかぎ みちひさ 高木 道久	学識経験者 (弁護士)	再
いとう てつ 伊藤 哲	学識経験者 (公認会計士)	再
すずき なつこ 鈴木 夏子	一宮市小中学校P TA連絡協議会母 親代表会会長	新
いしはら みきお 石原 幹雄	一宮市学校給食会 理事長	新
かわしま じゅんこ 川島 淳子	栄養教諭 (北部共同調理 場)	新
のなか ゆうすけ 野中 裕介	一宮市教育委員会 教育文化部長	新

2. 委嘱期間

令和元年6月27日から令和2年3月31日

一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する共同調理場の調理業務委託業者（以下「業者」という。）を選定し決定するため、一宮市学校給食共同調理場業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、共同調理場について、調理委託業者を選定し決定するため必要な事項を審査するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員9名以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から業者の決定までとする。

ただし、職名をもってあてられた者の任期はその在任期間とし、後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 委員会は、公開しないものとする。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に選定を行わなければならない。

2 委員は、選定の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、教育委員会及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育文化部学校給食課が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年7月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年9月12日から施行する。

第15号議案

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会委員の
解嘱並びに委嘱について

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会委員の解嘱並びに委嘱に
ついて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和元年6月27日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市議会経済教育委員長改選のため、一宮市教育委員会ネーミングライツ（命
名権）選定委員会設置要綱第3条第1項の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員 解嘱該当者

氏 名	備 考
のりたけやすろう 則竹安郎	一宮市議会経済教育委員会委員長退任のため

2. 一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
うかいかずし 鵜飼和司	一宮市経済教育委員会委員長就任のため	新

3. 委嘱期間

令和元年6月27日から令和2年3月31日

※一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会設置要綱第7条の規程に基づく前任者の残任期間

1. 一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員名簿

氏 名	備 考
<small>のなかゆうすけ</small> 野中裕介	教育文化部長
<small>ほりひさし</small> 堀尚志	教育文化部次長
<small>うかいかずし</small> 鵜飼和司	議会代表
<small>かわまつひさよし</small> 川松久芳	公認会計士
<small>はしもとひろとし</small> 橋本博利	有識者

2. 委嘱期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日

※鵜飼和司委員のみ、令和元年6月27日から令和2年3月31日

第 16 号議案

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委
嘱について

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱につ
いて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和元年 6 月 27 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

任期満了のため、一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会
設置要綱第 3 条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員 委嘱候補者

(地域文化広場・市民会館等)

氏名	備考	新任 再任
たかはし しん や 高橋 信 哉	一宮市教育長	再
ほり ひさ し 堀 尚 志	一宮市 教育文化部次長	再
まきの しん や 牧野 信 也	公認会計士	再
うお ずみ なお と 魚住 直 人	弁護士	新
にし むら し ま 西村 志 磨	至学館大学 健康科学部准教授	再
さうだ みき こ 左右田 三樹子	施設利用者代表 (一宮市民会館)	再
ふ わ ひろし 不破 皓	施設利用者代表 (尾西市民会館)	再
うえだ こ 植田 れい子	施設利用者代表 (地域文化広場)	再
ひら た ひろ こ 平田 博 子	施設利用者代表 (地域文化広場)	再

(一宮スポーツ文化センター等・アイプラザ一宮)

氏名	備考	新任 再任
たかはし しん や 高橋 信 哉	一宮市教育長	再
ほり ひさ し 堀 尚 志	一宮市 教育文化部次長	再
まきの しん や 牧野 信 也	公認会計士	再
うお ずみ なお と 魚住 直 人	弁護士	新
にし むら し ま 西村 志 磨	至学館大学 健康科学部准教授	再
かわうら かつ まさ 川浦 勝 正	施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	再
いとう すず こ 伊藤 鈴 子	施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	再
たなか たもつ 田中 多茂津	施設利用者代表 (スケート場)	再
ふ わ ひとし 不破 均	施設利用者代表 (アイプラザ一宮)	再

(スポーツ施設・体育館施設等)

氏名	備考	新任 再任
のなか ゆうすけ 野中 裕介	一宮市 教育文化部長	再
ほり ひさし 堀 尚志	一宮市 教育文化部次長	再
あさ いせい 浅井 清史	公認会計士	新
たか ぎみち 高木 道久	弁護士	再
きく ちひでお 菊池 秀夫	中京大学 スポーツ科学部教授	再
まえ しま ひろし 前島 弘嗣	施設利用者代表 (光明寺公園球技場)	再
たか はしみさこ 高橋 美佐子	施設利用者代表 (温水プール)	再
いけ だ かおり 池田 香	施設利用者代表 (尾西スポーツセンター)	再
てら さわ あきお 寺澤 秋男	施設利用者代表 (木曾川体育館)	新

2. 委嘱期間

令和元年7月1日～令和2年6月30日

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設への指定管理者導入に伴い、指定期間中における指定管理者の業務水準を確認するため、指定管理者にかかる実績評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、評価を受ける指定管理者2団体毎に1つの委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 各委員会は、教育委員会が所管する公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）があらかじめ事業計画書に記載された事項と実際に提供されている業務水準について比較検討を行うため、次の事項について審査検討するものとする。

- (1) 指定管理者が提出した事業報告書（月次、四半期、年間）
- (2) 協定書に記載された事項の執行状況
- (3) リスクが発生した場合の協議
- (4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項が生じた場合、教育委員会の求めに応じて行う聴聞
- (5) その他、委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 各委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 教育長又は教育文化部長
- (2) 次長相当職の市の職員
- (3) 公認会計士
- (4) 学識経験者
- (5) 施設利用者代表

2 各委員会に会長、副会長を置き、会長には教育長又は教育文化部長、副会長には次長相当職の市の職員をもって充てる。

3 会長は、各委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。

この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 各委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 各委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を各委員会に出席させることができる。

4 各委員会は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和元年6月27日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
相当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
3	いちのみや秋 まつり実行委 員会 委員長 <small>さかさばら じょう 榊原 讓</small>	一宮だいたいフ ェスタ大集合 for Hal l o w e e n 2019	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープニングセ レモニー ・ フィナーレセレ モニー ・ パレード ・ ハロウィン衣装 コンテスト ・ お菓子プレゼン ト 	10月5日(土) ～ 10月27日(日)	一宮市内 一円	無料	(3) (6)
4	愛知サマーセミナ ー実行委員会 実行委員長 <small>ふじむら ひろあき 藤村 宏明</small>	第31回 愛知サマーセミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会 佐宗 章弘(名古屋 大学副総長・教授) 他 ・ 公開講座 ・ 弁論大会 他 	7月13日(土) ～ 7月15日(月)	南山学園大 学・高等中学 校・南山大学 附属小学校 および周辺	無料	(6)
5	公益社団法人 日本青年会議 所東海地区愛 知ブロック協 議会2019 年度 <small>かなうみ けいたろう 金海 慶太郎</small>	第52回愛知ブ ロック大会(江 南大会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員会による フォーラム・セ ミナー ・ ステージイベン ト ・ 江南市周辺のご 当地グルメ博 	9月14日(土)	江南市民 文化会館	無料	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
21	一宮市小中学校 長会 会長 あきの 浅野 雅穂	親と子のつどい	・親子演劇鑑賞「グリムのハンスと大悪魔」(劇団 芸優座) ・参加者 一宮市内小学校の児童と保護者 約2800名	令和元年12月21日(土) 10:00~16:00	一宮市民会館	無料	(5)ア (6)
22	一宮モラロジー ネットワーク 事務局長 こじま ひろかず 小島 博和	おじいちゃん、おばあちゃんに手紙を書こう!	・おじいちゃんおばあちゃんへの心温まる手紙を書いてもらうことにより、児童の敬老の精神を涵養する ・参加者 市内小学生5・6年生 約6,500名	令和元年7月1日(月)~9月16日(祝)	市内42小学校	無料	(6)
23	社会医療法人杏嶺会 上林記念病院 管理部門課長 うりやま ひろゆき 瓜巢 洋之	きらめきフェス	・企業ブース(職業体験)、ステージ発表、発達障害に関する講演会 ・参加者 地域の小・中学生とその保護者 約500名	令和元年10月20日(日) 9:00~15:00	上林記念病院内及び病院正面駐車場	無料	(4) (6)
24	一宮市市民活動 団体 きらり 代表 よつば 松良 けい子 啓子	きらり第15回勉強会 どんな子どもも幸せな大人になるために~いろんな立場の人が一緒に考える場~第3弾	・講演「発達凸凹のある子ども働く大人になりました!そんな今でこそ 言えること・伝えたいこと」 ・講師:発達障害のある子を育ててきた親であるペレント・メンター3名 ・参加者 保護者・教員・保育士・相談員・福祉関係者・その他一般 約40名	令和元年12月15日(日) 13:10~16:10	尾張一宮駅前ビル(iビル)2階 大会議室	有料 きらり・つばみの会 会員:500円 その他会員外:1000円	(6)
25	株式会社アイ・シー・シー 常務取締役 せに あつし 瀬古 篤司	特別番組「小学校合唱祭」	・小学校合唱祭の様相を収録し、2時間の特別番組として放送する。 ・視聴者 児童や保護者、番組を視聴する一般の方 ・参加者・観覧者 児童660名・保護者1000名	収録:令和元年8月2日(金) 10:00~15:00 放送:令和元年9月7日(土)・8日(日)20:00~22:00	収録:一宮市民会館 放送:ICCチャンネル12	無料	(5)イ (6)
26	一宮商工会議所 青年部 会長 あさい たかすけ 浅井 孝介	第4回職業体験フェスタ2019	・さまざまな職業体験を通して、働くことの厳しさや楽しさ、やりがいなどを学び、地元への愛着や誇りを深める。 ・参加者・観覧者 児童1500名・保護者1500名	10月5日(土) 12:00~15:30	一宮市本町商店街アーケード内	無料	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
13	愛知県立起工業高等学校 校長 さほし つねとし 佐橋 庸寿	令和元年度 第52回デザイン展	デザイン科の生徒が 学習の成果を披露する 展覧会	令和2年 1月10日(金) ～ 1月13日(月・祝)	三岸節子 記念美術館	無料	(2) (6)
14	生田流箏曲宮城社 脇田会 代表 わきた みどり 脇田 美登里 主催(共催) 生田流箏曲宮城社 脇田会 及び 邦楽グループREN	お箏で奏でる夏の 涼風コンサート	箏や尺八、ピアノ等の 演奏を行うコンサート	8月25日(日)	木曽川公民館 講堂	無料	(6)
15	こども体験フェスティ バル実行委員会 代表 なかい よしや 中井 義也	キラキラ☆キッズ 大集合 まなぶ×あぞぶ ×チャレンジする こども体験フェス ティバル	子育てファミリーを対 象とした体験型イベ ント	9月8日(日)	一宮市民会館 及び大平島公 園	無料	(7)
16	特定非営利活動法人 日本次世代育成支援 協会 代表理事 わしづ ひでき 鷲津 秀樹	子どもと大人の発 達障害とグレーゾ ーンに役立つ心理 学	発達障害についての 心理学セミナー	8月31日(土)	一宮市 市民活動支援 センター	有料 500円	(4) (6)
17	花柳流喜美会 会主 はなやぎ すえまさ 花柳 寿江摩喜	喜美会研修発表会	「松島」「独楽」他 22演目の日本舞踊発 表会	8月11日(日)	木曽川文化 会館	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
18	ののはな太鼓 代表 くすや けいこ 葛谷 恵子	爆笑！！お笑い 健口ライブ	ののはな太鼓のオー プニング演奏と精田紀 代美氏による口腔ケア 講演	8月18日(日)	一宮地場産業 ファッションデ ザインセンタ ー 展示ホー ル	無料	(6)
19	女声合唱団コール・フ リーデ 代表 ときだ みやこ 時田 美也子	女声合唱団コー ル・フリーデ 第9 回演奏会	女声合唱団コール・フ リーデによるコーラス の発表会	12月22日(日)	名古屋文理大 学文化フォー ラム	有料 一般 1,000円 小中学生 500円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
14	一宮女子野球実 行委員会 会長 とりごえ ゆたか 鳥越 豊	第5回全国中学ガ ールズカップin一 宮	全国の女子中学生によ る軟式野球大会	8月17日(出) ~19日(月)	平島公園野球場 他	1チーム 20,000円	(6)
15	一宮軟式野球 連盟 会長 とりごえ ゆたか 鳥越 豊	一宮ライオン ズクラブ旗争 奪第20回一宮 ティーボール 大会	一宮市内の少年野 球チームの低学年 によるティーボ ール大会。 予選はリーグ戦。 決勝はトーナメン ト戦で実施。	9月14日 (土) ~ 21日(土)	平島公園野 球場他	1チーム 3,000円	(3) (6)
16	一宮市 一宮市長 なかの まさやす 中野 正康	第35回市民健 康まつり	市民のみなさんが 「自分の健康は自 分で守り、健康づ くりに取り組む」 という自覚と認識 のもとに、健康で 明るい生活ができ るよう積極的に健 康づくりの推進を 図る。	9月1日 (日)	一宮スポ ーツ文化セン ター	無料	(1) (6)
17	西尾張体育協 会 会長 なかの まさやす 中野 正康	第51回愛知県 スポーツ少年 大会西尾張支 部大会 バレーボール 競技・柔道競技	西尾張地区14市 町村による団体 戦・個人戦。	(バレーボ ール) 令和元年8 月10日 (柔道) 令和元年8 月25日	(バレーボ ール) 一宮市総合 体育館 (柔道) 尾西スポ ーツセンター	1人 300円	(3) (6)